

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

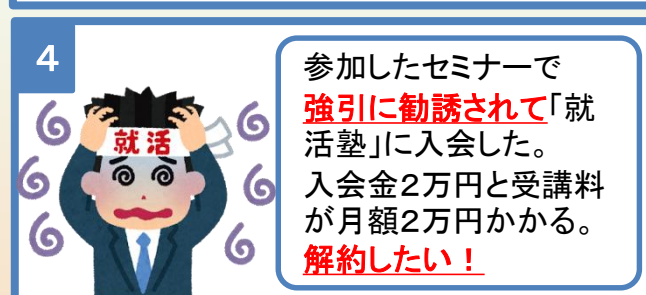
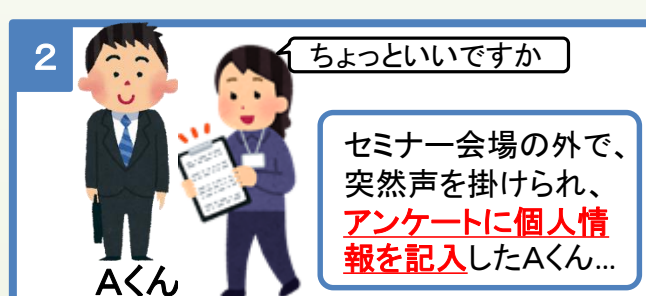
令和2年9月28日

-第27号-

消費生活トラブル情報

注目!

学生の就活の不安につけ込む勧誘に注意



(相談者20歳代 男性)

アドバイス

就職活動中の学生に就活セミナーや就活塾、就活対策になるとうたうビジネス教材などのものうけ話を勧誘し、契約させるトラブルが近年増加しています。

- アンケートを求められても **安易に個人情報を伝えず**、利用目的を確認しましょう。
 - ・ 記入した個人情報から就活セミナーなどの勧誘の電話やメールがくる可能性があります。
- 就活相談をした先輩や就活で知り合った人に、投資セミナーやビジネス教材を勧められても、必要がないと思う契約には **「契約しない」とハッキリと断りましょう**。
 - ・ 「お金がない」という断り方をすると、クレジット払いや借金を勧められる場合があります。
- 契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は、**消費生活センター等に相談**しましょう。

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ①

開催中!

『消費者トラブル防止コンテンツ制作コンテスト2020』 作品募集中 (募集締切 10/30)

令和4年4月から成年年齢が18歳に引下げになり、若者の消費者被害の拡大が懸念されます。県では、若者の消費者被害を未然に防止するために、「消費者トラブル」について関心を持ってもらえるよう、楽しく学びきっかけとなる作品を募集しています。

募集内容

防ごう！消費者トラブル

募集中!



小説部門

4,000字以内の短編小説

- ★ジャンルや時代設定などは、すべて自由です。
- ★アナログ・デジタルどちらでもOKです。

漫画部門

4コマ漫画

- ★単編作品でも、シリーズ作品でも応募できます。
- ★アナログ・デジタルどちらでもOKです。

動画部門

15秒～1分のショートムービー

- ★ストーリー仕立てのものやパフォーマンス動画などスタイルは自由です。
- ★実写、アニメーション、CGなど、表現方法は何でもOKです。

表彰

※3部門から選んで御応募ください(複数部門への応募も可)

サイトアクセス用QRコード

- 最優秀賞(1点) 賞状・副賞(QUOカード2万円分)×3部門
- 優秀賞(3点) 賞状・副賞(QUOカード1万円分)×3部門
- 入選(6点) 賞状・副賞(QUOカード5千円分)×3部門

「消費者トラブル防止コンテンツ制作コンテスト2020」専用サイトURL

<https://keshi-con.com>

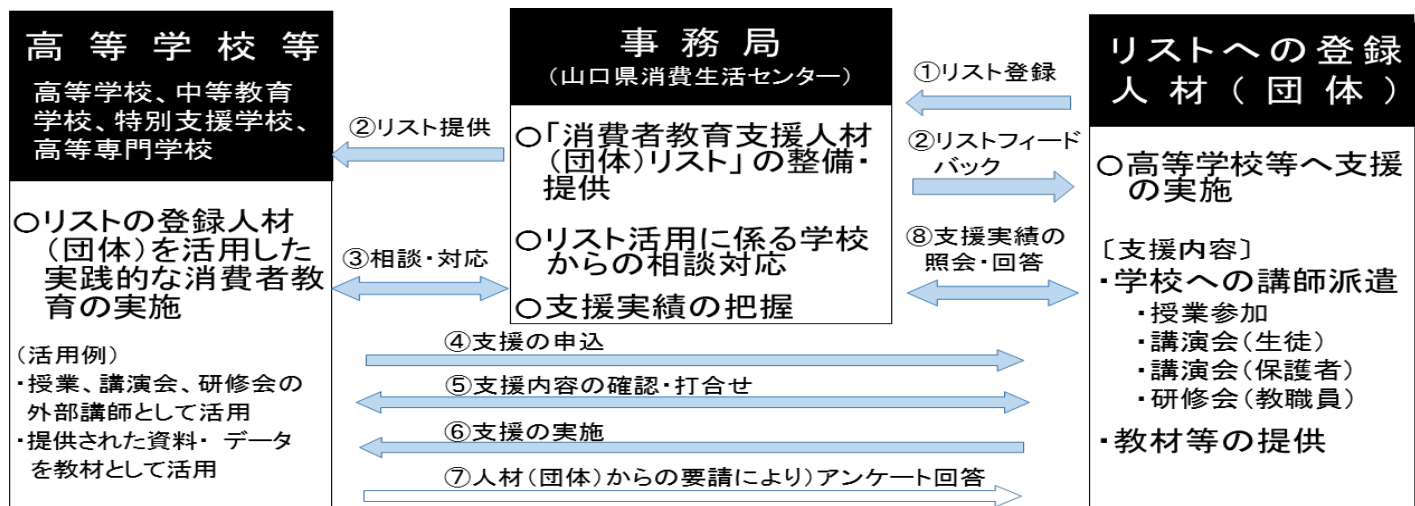


お知らせ②

～高等学校等の消費者教育を支援します！～ 「高等学校等への消費者教育支援人材(団体)リスト」9/1作成

リストには、高等学校等で消費者教育の支援ができる人材(団体) **29団体**を登録し、県HPに掲載しています。専門的知識・経験のある人材(団体)をぜひ御活用ください。また、リストを活用される際の御相談やお問合せは、**県消費生活センター**でお受けしますので、お気軽に御連絡ください。

リストの活用イメージ



消費者教育支援人材 **検索**

山口県HP: <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/syohisyakyouiku/listtop.html>

消費者ホットライン「188」御案内の流れ

- 郵便番号が分かる **1** → ○郵便番号(7桁)入力を押す
- 郵便番号が分からない **2** → ○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど